事業所指導について

令和3年3月 神戸市介護保険事業者説明会神戸市福祉局監査指導部(居宅通所指導担当)

【項目】

- 1. 監査について
- 2. 行政指導
- 3. 行政処分
- 4. 過去の監査事例より
- 5. まとめ

1. 監査について

◆実地指導と監査の違い

「実地指導」

事業者等が指定等の基準を遵守し、介護サービスを適切に提供し、 適正な介護報酬等請求を行うための指導

⇒ 原則事前通知,全事業所を対象に順次実施

「監査」

不正や基準違反,従業員による虐待が疑われる場合等,市が 必要と認める場合に実施

⇒ 事前予告なし, 随時実施

1. 監査について

◆監査対応時の注意点

- ・利用者(家族)からの苦情,従業員からの通報等がきっかけとなる場合が多い。
- ・監査を実施した結果、通報事実が確認されない場合も。
 - ⇒ 事業所を守るためにも、調査には真摯にご協力ください。

- ・正当な理由なく調査を拒否する
- ・書類の提出を拒否する
- ・聞き取りに対し虚偽の答弁をする

行政処分の理由となり得る

1. 監査について

◆監査の結果通知

・不適切な運営等が確認された場合は、 文書により結果を通知

行政指導

- ·改善勧告
- •改善通知

「2. 行政指導」へ

行政処分

- •改善命令
- ·効力停止(一部・全部)
- ·指定取消

└ 「3. 行政処分」へ

2. 行政指導

(1) 改善勧告(介護保険法第76条の2等)

- ・ 人員基準を満たしていない場合
- ・ 運営基準に従って事業所運営していない場合 等
 - ⇒ 文書で運営法人に対し改善を勧告する
- ・ 所定の期限までに勧告に従わない場合 ⇒ 公表の対象
- 適切な措置を取らない場合 ⇒ 改善命令(行政処分)の対象

2. 行政指導

(2) 改善通知

- ・ 勧告に至らない程度の軽微な基準違反
- ・ 算定要件を満たしていない加算算定 等
- ⇒ 文書で管理者に対し改善を求める 不適切な報酬算定は,自主精査(過去5年分)のうえ過誤申立
- ※ その他改善すべき事項や助言があれば、口頭にて伝達

2. 行政指導

- ◆改善報告に際して
 - ・ 改善報告完了後に再度同様の状況が確認された場合は, より重い指導(行政処分)となる可能性がある。

⇒ 改善に際しては、事案への対応に留まらず、

発生経緯の検証

再発防止の徹底 を確実に行うこと。

◆行政指導との違い

· 行政指導:原則非公表

・ 行政処分: すべて公表 ⇒ 法人・事業所の信用低下に直結

◆過去の行政処分件数(神戸市)

年度	指定 取消	効力 停止	改善 命令	サービス種別 内訳
H28	2	1	0	居宅介護支援,訪問介護,認知症対応型共同生活介護
H29	3	0	0	居宅介護支援,訪問介護,認知症対応型共同生活介護
H30	2	2	0	居宅介護支援(2), 訪問介護(2)
R1	1	2	0	訪問看護, 地域密着型通所介護(2)
R2	0	4	1	居宅介護支援(2), 介護老人福祉施設(2), 短期入所生活介護

- (1) 改善命令(介護保険法第76条の2等)
 - ・ 勧告に対して適切な措置がとられない場合
 - ・ 令和2年度に神戸市として初めて改善命令を実施

- ・ 改善勧告で指定された期限までに報告を提出しない
- ・ 市からの督促に対応しない
- ・ 期限までに報告を提出しても、内容が不十分

- (2) 指定効力の停止(介護保険法第77条等)
 - ・ 一部効力停止:一定期間の新規受入停止や報酬の減算等
 - ⇒ 利用者との信頼関係,経営への影響大

- ・全部効力停止:一定期間の事業停止
 - ⇒ 従前からの利用者全員を別事業所へ移管の必要あり 停止期間中,事業収入が完全に途絶える 信頼回復は極めて困難

- (3) 指定取消し(介護保険法第77条等)
 - ・ 事業所の運営継続不可
 - ・ 法律上の欠格事由に該当(法人役員・管理者)
 - ⇒ 一定期間,事業運営に携わることが制限される
 - ・ 報酬返還(法律に基づく加算:4割)※不正請求の場合
 - 刑事告訴(詐欺罪等)
 - ⇒ 有罪判決を受けた事例あり(神戸市内)

(1)人員基準違反

- ・ 管理者が常勤していない
- 生活相談員が不在の日がある(通所介護等)
- ・ 各種職員の配置員数が不足している(訪問介護・訪問看護等) 等
 - 実際に勤務していない場合のほか, **出勤簿等を整備・保管** できておらず, 勤務状況が確認できない場合も指導の対象
 - ・ 複数事業所併設の場合, 事業所ごとに管理すること
 - ・ 法人代表・役員等であっても、従業員としての勤務は管理必要
 - **人員欠如減算**に該当する場合や,**加算要件の不充足**が 判明した場合には,**多額の返還**が生じるおそれあり
 - ⇒ 適切な算定となっているか, 適宜点検を行うこと

(2) 運営基準違反

- ・ 各種計画を作成していない、計画に利用者の同意を得ていない
- モニタリングを実施していない
- ・ 入所者の入浴を適切に実施していない 等

- 特に小規模な居宅介護支援事業所で**長期にわたる運営 基準減算相当の基準違反**が判明した場合,事業継続に重 大な支障が生じるおそれあり
 - ⇒ 日々の業務管理を適切に行うことが重要
- 各種**加算の算定要件**を満たしているかについても丁寧に確認を行い,**誤りがあれば早期に是正**すること

(3) 不正請求

- ・ 実際には行っていないサービスの提供記録を作成
- ・ 無資格者によるサービス提供
- ・ 1人の従業員が複数利用者へ同時にサービス提供 等
 - サービス提供記録は,**事実に基づいて作成**すること (計画と実際の時間が異なる場合は,<u>実際の時間を記録</u>)
 - 記録には、日時・提供者・利用者名・行ったサービス等を **具体的に記載**すること
 - サービス提供記録は請求の根拠となる重要な書類であり、 **5年間確実に保管**すること

(調査時に記録が存在していない場合,返還となる可能性有)

(4) 不正の手段による指定

- 採用予定のない者を記載して人員基準を満たしているよう装う
- ・ 実際には従事させる予定のない役職に配置
- 届け出た住所と異なる場所に事業所実態がある 等
 - 指定更新申請,変更届の提出時も含め,正確に事実を 届け出ること
 - 不測の事態により基準を満たさなくなる状況が生じた場合, 速やかに監査指導部指定担当へ相談すること

(5)その他法令違反

・ 無資格者による医行為 等

16

5. まとめ

◆法令遵守

- ・ 法律や運営基準について理解を深め、定められた基準を遵守すること
- ・ 厚生労働省からの通知等最新の情報を確認し, 定期的に運営体制 を点検すること

◆説明責任

- ・ 利用者(家族)・従業員・関係事業所等に対して,適切に説明 責任を果たすこと(誤解から苦情・通報に至る事例も多い)
- ・ 利用者への支援経過・事故・苦情等を正確に記録し,文書として 残しておくこと(記録がない=客観的に事業所の正当性を主張できない)